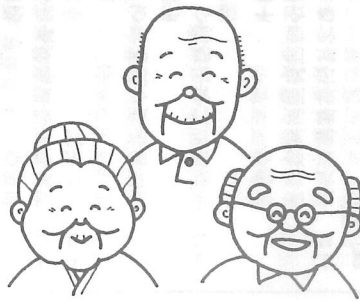


任意加入で満額の年金を



Q 私はこの7月で60歳になりますが、若い時に保険料を納めていない期間が4年ほどあり、満額の年金が受給できません。

A 年をとると収入は年金だけになってしまふので、少しでも多くの年金を受給したいのですが？

高齢任意加入し、4年分の保険料を納付すれば65歳から満額(785,500円)の年金が受給できます。

まずは役場年金係で、高齢任意加入の手続をしてください。(なお、すでに加入可能年数を満たしている方は、任意加入しても年金額は増えません。)

年金額の計算は

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間、全ての保険料を納付した人に65歳から満額の年金が支給されますが、未納期間があった場合は、その期間に応じて減額されることになっていきます。

なお、国民年金制度が発足したのは昭和36年4月1日であり、その時すでに20歳以上の人は60歳になるまで加入しても、40年間加入することができませんし、中には受給資格期間(25年)をも満たせない人もいます。

それらの人には、生年月日により左表のとおり短縮措置がとられており、加入可能年数を納めた人に、満額の年金が支給されることとなります。

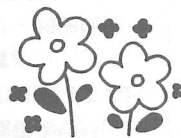
受給資格期間及び加入可能年数早見表

生年月日 (大正15年4月2日以降)	資格期間 (年金を受けるために最低必要な期間)	加入可能年数 (満額の年金を受けるために必要な期間)
昭和2年4月1日以前	21年	25年
昭和3年4月1日以前	22年	26年
昭和4年4月1日以前	23年	27年
昭和5年4月1日以前	24年	28年
昭和6年4月1日以前	25年	29年
昭和7年4月1日以前	25年	30年
昭和8年4月1日以前	25年	31年
昭和9年4月1日以前	25年	32年
昭和10年4月1日以前	25年	33年
昭和11年4月1日以前	25年	34年
昭和12年4月1日以前	25年	35年
昭和13年4月1日以前	25年	36年
昭和14年4月1日以前	25年	37年
昭和15年4月1日以前	25年	38年
昭和16年4月1日以前	25年	39年
昭和16年4月2日以降	25年	40年

計算式

$$785,500円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数}}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (月)}} \times \frac{1}{3}$$

国民年金保養センターの



ご利用を!

海や山へ...行楽シーズンがやってきました。国民年金保養センターは、国民年金に加入している方や受給されている方が、低料金で宿泊できるような全国に53ヶ所設置されています。

千葉県の保養センター「そとぼう」は、大東岬にそそぐ夷隅川の河口にあり、宿泊施設をはじめプール、テニスコートなどを完備し、みなさんのご利用をお待ちしております。

※「そとぼう」以外の保養センターは、4月に配布したパンフレット「くらしをささえる国民年金」の裏面に掲載されております。



千葉県 そとぼう

「そとぼう」の概要

- 所在地 〒299-46 夷隅郡岬町和泉4437-10
- 料金(1泊2食付税込等)
加入者・受給者 7,323円
一般 8,229円
- 予約の申し込み 「そとぼう」(☎0470-87-7111)へ直接お申し込みを。3ヶ月前から予約受け付けをしております。